

岐阜県給与支払明細書広告取扱基準

(趣旨)

- この基準は、岐阜県給与支払明細書広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、広告の内容に係る基準を定めるものとする。

(広告の内容に係る基準)

- 要綱第5条第1項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 第1号に掲げる内容

法令、条例、規則、通達等（以下「法令等」という。）に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービス
- イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品等を提供するもの
- ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品等の提供に係るもの

(2) 第2号に掲げる内容

公序良俗に反しているもの又は青少年の健全な育成を阻害するもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 麻薬、覚醒剤その他の薬物の乱用、暴力、とばく、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
- イ 酔悪、残虐又は猟奇的なもの
- ウ 裸体、水着姿等性的感情を刺激するもので広告に表示する必然性のないもの
- エ その他社会的秩序を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 第3号に掲げる内容

基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的内容を含むもの
- イ 他の者をひぼうし、又は中傷するもの
- ウ 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、又は業務を妨害するもの
- エ 他の者の氏名、名称、写真、談話、商標、著作権その他の財産権を無断で使用しているもの

(4) 第4号に掲げる内容

政治性や宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- イ 政治団体の政治活動（選挙運動）に係るもの

ウ 宗教団体の布教活動に係るもの

(5) 第5号に掲げる内容

- 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 統計、文献、専門用語等の出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品等が実際よりも優位又は有利であるかのように表現しているもの
 - イ 取引に関する条件等について、実際よりも優位又は有利であるかのように表現しているもの
 - ウ 誇大な表現を含むもの

例：「日本一」、「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

- エ 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの又はそのように誤認させるもの
- オ 他人名義で行っているもの

(6) 第6号に掲げる内容

内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの
- イ 広告であることが不明確なもの
- ウ 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの
- エ 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容等が不明確であるもの
- オ 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの

(7) 第9号に掲げる内容

比較広告。例えば、次のようなものをいう。

- ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- イ 二重価格表示があるもの

(8) 第10号に掲げる内容

(1) から(7)までの他広告掲載の対象とすることが適当でないもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（県が別に認証等を行っている商品等に係るもの除去。）
- イ 県の品位を損なうようなもの

- ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - エ 投機又は射幸心をあおるもの
- 例：「最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」、「あなただけ」等
- オ 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、県民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
 - カ 謝罪、釈明等に関するもの
 - キ 世論が大きく分かれている事項に関するもの
 - ク 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）やこれに基づく業界別の公正競争規約に違反するもの又はこれらに照らして不適切なもの
 - ケ 人事募集又は解雇広告に関するもの
 - コ 酒及びたばこに関するもの
 - サ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
 - シ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
 - ス 通貨及び郵便切手の複写の使用
 - セ 尋ね人、養子縁組などのもの
 - ソ 懸賞広告及びクーポン付き広告

（掲載基準の適用）

- 3 前項に定める掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を掲載することができると認められる場合は、広告契約者に修正、削除等を求めることができる。

附 則

この基準は、平成22年8月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月29日から施行する。